

## 学童保育室延長利用申込書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市長

住 所

申込者  
（保護者）氏 名

印

電 話

学童保育室の延長利用をしたいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな		学童保育室
入室児童氏名	( 学年)	
利 用 開始月	平成 年 月	
申 込 理 由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

### ※学童保育室延長利用について

雇用証明書等で「帰宅時間」が午後6時を超えると認められる場合に延長利用が可能です。

◎ 帰宅時間とは、下記の時間を指します。

- ①就労で自営業の場合 自営業状況書で「営業終了時間＋自宅から職場までの時間」
- ②就労で自営業以外の場合 雇用証明書で「勤務終了時間＋自宅から職場までの時間」
- ③就学の場合 「時間割の授業終了時間＋自宅から学校までの時間」

◎ 雇用証明書等では「帰宅時間」が午後6時を超えると認められないが、実際には恒常的な残務等の理由で帰宅時間が午後6時を超えている場合には、その具体的な状況の記入と職場の責任者の証明をもって、要件ありとみなします。

◇必要内容 \*残務等の状況（恒常的に一日一時間 等、具体的に）

\*証明者の役職・氏名・印（個人印可）